

議案第 47 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 8 日

三朝町長 吉田 秀光

- |          |   |
|----------|---|
| 1 財産の内容  | 水槽付消防ポンプ自動車 1台                                    |
| 2 契約の相手方 | 鳥取県倉吉市越中町 1740 番地<br>有限会社 岩谷ポンプ製作所<br>代表取締役 福田 和章 |
| 3 取得価格   | 56,808,000 円                                      |
| 4 取得の目的  | 老朽化した水槽付消防ポンプ自動車の更新整備                             |